

# 税の申告準備は、お早めに！

2月18日月～3月15日金

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。早めに準備して、所定の会場で申告を済ませてください。申告に関してご不明な点がありましたら、事前にお気軽にご相談ください。

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎0214

## 申告が必要な人

- 1 農業・営業等による事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人。
- 2 勤務先から源泉徴収票が提出されていない給与収入のある人（1か所で年間30万円以下の給与収入があるなど）。
- 3 給与所得者で給与以外の所得があった人、または2か所以上から給与を受けた人。
- 4 日給で働く給与所得者や、中途退職により年末調整が済んでいない人、または医療費控除などを受けようとする人。
- 5 公的年金等の所得だけで、社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・医療費控除な

どを受けようとする人。

- 6 寡婦（夫）控除、障害者控除を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済みの場合は、申告は不要です。
- 7 非課税証明書が必要な人。

▽給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。

▽所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。

## 申告に必要なもの

- 1 申告用紙（すでにお持ちの場合）
- 2 印鑑（朱肉を使用する印鑑）
- 3 給与・公的年金等の源泉徴収票（扶養親族分もご持参ください）
- 4 郵便局や保険会社等から送付

## 申告にあたってのお願い

申告会場が混み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。

- 1 申告書を作成済みで、提出のみの場合、税務課・各地域局で随時受け付けます（郵送可）。また、各申告会場でも受け付けています。この場合は順番待ちの必要はありません。
- 2 農業所得のある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。
- 3 医療費控除を受けようとする人は、事前に医療を受けた人、医療機関ごとに領収書を分け、集計しておいてください。

また、保険金等で補てんされた金額（高額療養費、出産育児一時金など）があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。

なお、領収書の日付は、平成24年中のものであることを必ずご確認ください。

- 4 国民年金保険料、国民年金基金

## ご注意ください 申告をしていないと…

- ▶ 保育園の入園、市営住宅入居の申し込み等の各種申請に必要な所得証明、課税証明書が発行できない場合があります。
- ▶ 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。

証明書。

※生命保険料控除については、その契約日によって控除の取り扱いが異なります。

## 申告に関する注意

- 1 申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センターに備えています（市から個人宛てに申告書の送付はしません）。
- 2 収入がなかった人や遺族年金・障害年金・失業給付金等の非課税所得のみの人も申告が必要です。
- 3 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に保険課で「障害者控除対象者認定書」の発行を受け、ご持参ください。また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、証明書の発行が市役所ででき

掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類（控除証明書や領収書の添付が義務付けられていますので、必ずご持参ください）。

**住** 宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受ける人、事業所得の申告を初めて受ける人、税務署から申告書を送付された人、青色申告の人は、高梁税務署（向町13 ☎02546）で、申告をお願いします。



## 確定申告

### 平成24年分の確定申告・納期限

所得税・贈与税	3月15日(金)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	4月1日(月)

詳しい情報は、e-Tax ホームページ  
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>へ

- ◆ 申告会場 高梁税務署 2階
- ◆ 相談時間 午前9時～午後5時  
(受付時間:午前9時～午後4時)
- 問い合わせ 高梁税務署 ☎02546